

地震・警報等の場合の臨時休業について

日頃は本校教育にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

本校においては、震度5弱以上の地震発生した場合、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては「京都南部」または「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨，暴風など6種類）」または「暴風警報」が発表された場合、本校学区で「避難勧告」もしくは「避難指示(緊急)」が発令された場合には、下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意してください。

1. 京都市域のどこかで震度5弱以上の地震が観測された場合

- 観測が午前0時までの場合は翌日、午前0時以降であれば当日を臨時休校とします。（休日や休日前の下校後に観測された場合は、休日の次の日が臨時休校です）
- 登校時に観測され休校になった場合、生徒は速やかに帰宅その他、安全を確保でき、また保護者が連絡を取りやすいところにいるようにして下さい。教職員も通学路の見回りを行うよう努めます
- 学校にいる場合は、余震などの心配から学校に留め置き、引き合わせカードに記載されている連絡先に連絡します。生徒が保護者の監督の下で帰宅できるようしますので、ご協力をお願いします。

2. 特別警報（大雨，暴風，洪水等のいずれの場合でも）が発令された場合

- 下校後午前0時までの発令の場合、翌日は臨時休校です
- 午前0時を超えて登校前までの発令の場合、その日は臨時休校です
- 登校後の発令の場合、状況に応じて「帰宅」あるいは「学校留め置き」を判断します。留め置きの場合は引き合わせカードに記載されている連絡先に連絡し、生徒が保護者の監督の下で帰宅できるようします。

※「特別警報」が解除された場合

- 午前0時までに解除の場合、翌日は5時間目（13：15登校）から始業（給食は中止）です。

3. 「暴風警報」が発令された場合

※暴風警報がでている間は、自宅待機です。

解除時刻	授業の予定	給食
午前 7時までに解除	平常授業	あり
午前 9時までに解除	10:35登校 10:45より平常授業	あり
午前 11時までに解除	13:15登校 13:20より平常授業	なし
午前 11時現在発令中	臨時休業	

- 学校にいる場合は、発令されたらすぐに臨時休業になります。
- なお深刻な被害が予想される場合は、暴風警報・暴風雪警報が発令されていなくても臨時休業とすることがあります。その場合はホームページなどでお知らせします。登校中に発令された場合の下校の措置は、特別警報発令時に準じます。

4. 休日の部活動

上記に準じます。詳しくは顧問の指示に従ってください。

5. 避難勧告・避難指示(緊急)が発令された場合

本校学区で避難勧告もしくは避難指示(緊急)が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置をとります。

※避難勧告等の名称について

「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されただけでは原則として休校措置はとりません。ただし「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）をとる場合があります。

避難勧告等の種類	避難準備・高齢者 逃避開始	避難勧告	避難指示(緊急)
発令時の 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者とその支援者が避難行動を開始する必要がある状況 ・災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の準備を行う必要がある状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により人的被害が発生する可能性が高まり、避難行動を開始する必要がある状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか若しくは人的被害が発生し、立退き避難をしそびれた者が避難行動を開始する必要がある状況
市民がと るべき行 動	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる避難行動支援者とその支援者は、避難行動を開始 ・速やかな避難に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・立退き避難 ・屋内安全確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・立退き避難をしそびれた者の立退き避難 ・立退き避難に時間的余裕がない場合等の生命を守る最低限の行動

※登校中に発令された場合の下校の措置は、特別警報発令時に準じます。

以上、お子たちにもその旨のご指導いただきますようお願いいたします。